



# 大学によるフリーメール利用時の 検討事項

岡部 寿男

(京都大学 学術情報メディアセンター)

# 大学業務のアウトソースと セキュリティポリシー・個人情報保護

- 商用クラウドあるいはXaaS利用時の課題
  - 学内データ・情報の外部流出に対する懸念
  - 個人情報保護法との整合
- セキュリティポリシー
  - 高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集での対応
    - A3111外部委託における情報セキュリティ対策実施手順
    - A3113外部委託における情報セキュリティ対策に関する評価手順
  - 京都大学全学情報システム利用規則
    - 「特定部局情報システム」の「統合認証システムへの接続」
- 学認(学術認証フェデレーション)における個人情報保護の取り組み
  - ePTIDによる仮名化
  - uApprove:属性の開示の際のIdP側での本人同意
  - さまざまな契約モデルへの対応
    - 外部委託か単なる情報提供か？

国立情報学研究所・学術情報基盤オープンフォーラム

「大学等の商用クラウドサービス利用に関するセキュリティポリシーを考える」

平成23年6月3日(金) 岡部寿男(京都大学)

# (全学的)メールサービスの運営形態

以下、京都大学での検討を例に

- 内部で運営する
- 外部にアウトソースする
  - 業者との契約形態
    - 外部委託
      - 有料で相対契約
      - 有料で外部サービス使用・約款による契約)
      - 無料で外部委託(外部サービス使用・約款による契約)
    - 外部サービスと連携
  - 契約の準拠法
    - 国内法／国外法
    - 管轄裁判所

# 主な論点：内部と外部

- 内部運営を続ける場合
  - 高コスト(人的コスト含む)
  - セキュリティの技術水準を維持するのが大変
  - 法的コンプライアンスは維持しやすい
- 外部運営をする場合
  - コスト低減につながる
  - セキュリティの技術水準は受託業者の責任
  - 法的問題を整理する必要
    - 個人情報保護法上の問題
    - 障害・損害発生時の紛争解決
    - カントリーリスク(未知の法により規制を受ける恐れ)

# 主な論点：契約形態

- 相対契約による場合
  - 法的には外部委託と見なせるので、受託業務従事者に独立行政法人等個人情報保護法による義務を強制できる
  - ただし有料
- 約款による場合
  - 契約ではあるが、約款の内容は受託業者が変えられるためその都度内容を精査する必要あり
  - 無料契約がありうる

# 無料サービスの持つリスク

- 何か障害などで実害が発生しても、損害賠償の請求が事実上不可能
  - 実際到大規模障害の例がある
- 恒久的なサービスが保証されているわけではない
- サービス提供業者のビジネスモデルに注意
  - 業者が広告を出す権利を認めていることが多い
    - 学生は(一応)例外扱い
  - 契約上メールの内部情報をビジネスに利用される恐れ。これがプライバシー上の問題および個人情報保護法上の問題がありうる
- 約款による場合が原則 準拠法および管轄裁判所に注意が必要

# 準拠法の問題

- 特に、無料サービスは海外法人によるサービスが多いため、約款がうたう準拠法および管轄裁判所に注意する必要
- 契約にない条項が国外法に準拠すると言われた場合、そのようなサービスを国立大学法人が利用することが適当か？
  - 例えば米国法人が運営するサービスは米国愛国者法の対象となり、米国政府によるメール検閲が可能
- 法的係争の管轄裁判所が国外である場合、裁判に対応することが現実的か？

# 既存無料サービスの比較

- Google Apps for Education
  - 使い勝手は良い 管理機能もまずまず
  - 約款による外部委託
  - 契約が米国法人、契約の準拠法はカリフォルニア州法 管轄裁判所もカリフォルニア
- Microsoft Live@edu
  - 使い勝手はまずまず 管理機能は充実
  - 契約の準拠法は国内法 管轄裁判所も国内 ただし米国のプライバシー法準拠を求められる
  - 契約が米国法人なので愛国者法等のリスク
- Yahoo! メール Academic Edition
  - 使い勝手はまずまず 管理機能は劣る
  - 契約の準拠法は国内法 管轄裁判所も国内
  - 契約は日本法人でカントリーリスクはない
  - 外部委託ではなく、大学と提携してYahoo!Japanがサービスを提供する形

# 京都大学のメールサービスとの対応

- 教職員用メール(現・全学メール)
  - 業務連絡手段として今後も利用するのであれば法的問題が発生しない内部運用か相対契約による有料外部委託が適当 現状は内部運用で対応
- 学生用メール
  - 教務連絡で使うなら個人情報保護法上の留意が必要
  - 内部運用か国内法準拠の外部サービスが適当 以前は内部運用、現在は外部サービス(Live@edu)へ移行中
- 同窓会用メール(現在検討中)
  - 同窓会活動そのものは大学法人と無関係との解釈なら国内法準拠は必須でない ただし法人からの連絡手段に使うなら国内法準拠が望ましい
  - 学生用メールと同じ外部サービス利用を検討中

# 参考：無料サービスの事故事例

- Google Apps
  - 2008年8月、最長24時間を超えるサービス停止が3回連続で発生
  - 2009年2月、2時間半程度のサービス停止が発生
  - その後は短期間の障害のみ
- Yahoo!メール
  - メンテナンスによる夜間メール停止が年に2度程度ある
  - 短時間障害が2ヶ月に1度くらい報告されている
  - 2007年4月に450万通、同10月に1300万通のメール消失
- Microsoft Live@edu
  - 大きな障害は...？

# 参考：利用規約の場所

- Google Apps for Education
  - [http://www.google.com/apps/intl/ja/terms/education\\_terms.html](http://www.google.com/apps/intl/ja/terms/education_terms.html)
  - 14.10 準拠法。本契約は、カリフォルニア州の法選択に関する規定を除き、カリフォルニア州法に準拠するものとします。本契約に関する紛争について、当事者はカリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所の人的および専属的管轄権に従うことに同意するものとします。
- Microsoft Live@edu
  - <https://domains.live.com/Addendums/ja-jp/EduWithOutlookLive.htm>
  - 12 g. 準拠法および裁判管轄 教育機関が米国または日本で創設または設立された機関である場合、本契約は教育機関が創設または設立された司法区域の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
- Yahoo!メール Education Edition
  - <http://docs.mail.yahoo.co.jp/process/provision/>
  - 第38条（準拠法および合意管轄） 本契約の成立、効力、履行および解釈については日本国法に準拠し、本契約に関連し申込者と当社との間に生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

# おわりに

- 京都大学では、以上のような検討を経て、学生用メールを Live@edu にアウトソース

(参考)

SINET & 学認説明会[京都]

京都大学におけるクラウドメールサービスの運用

[http://www.sinet.ad.jp/sinet\\_gakunin\\_setsumeikai2011/?full\\_permalink=sinet\\_gakunin\\_setsumeikai2011%2F](http://www.sinet.ad.jp/sinet_gakunin_setsumeikai2011/?full_permalink=sinet_gakunin_setsumeikai2011%2F)

(謝辞)

本資料は、本学・上原哲太郎元准教授(現・総務省)が学内説明向けに起稿したものを、岡部の責任で翻案しました。